

日本の相続法における遺産分割の方法に関する研究

——遺産分割の法的効力と分割の実行——

餅 川 正 雄*

1. はじめに

本研究は、日本における現代の遺産分割の実行に関する諸問題を考察するものである。遺産分割とは、遺産を構成する財産を共同相続人が分割して、各自が個別的に取得する手続きのことである(川井健, 2015, p. 184)。遺産分割は共同相続人の協議による合意が原則であるが、協議が調わないときには家庭裁判所で行われる。つまり、遺産分割は、協議又は調停・審判のいずれかによるということである。相続の意義は、「財産承継」にあり、個人が死亡したときに相続が発生し、その個人が生前に所有していた財産を、生存する他の個人が、社会で公認された規範によって承継するのが相続制度である。相続によって財産を承継する権利が「相続権」であり、その根拠は、「潜在的持分の取り戻し」、「遺族の生活保障」、「一般取引社会における権利安定」といった考え方である。

周知のとおり、日本の相続制度は、「遺言相続」と「法定相続」という二つの制度を基本としている。遺言相続制度は、被相続人の生前の自由意志に基づく財産処分権を死後においても尊重するという考え方である。他方、法定相続制度は、個人の尊重と法の下における平等の観点から、子どもが複数存在する場合には男女、年長・年少の区別なく平等に相続するという考え方である。この二つの制度があるため、どちらが優先されるべきかという問題が発生する。

これについては、被相続人が遺証証書を残していた場合には、法定相続よりも遺言相続の方が優先されることになっている¹⁾。

1.1 研究対象

本研究の対象は、日本における民法(相続編)であり、民法896条から909条を中心とする。歴史を紐解くと、第二次世界大戦前の相続法では、戸主の地位と戸主の財産を承継する「家督相続」が中心であった。制度上は遺産相続の制度は存在していたが、家督相続以外で遺産を相続する場合、遺産は僅かなことが多く、法律的な問題として取り上げられることは少なかった。第二次世界大戦後の相続法においては、家督相続が廃止され、財産相続に一本化された。そのため複数の相続人が共同相続(遺産共有)することが原則となった。相続法に関するほとんどの紛争は、遺産の分割と関連していると言われている(大村敦志, 2017, p. 3)。なぜ、この遺産分割の問題が相続法の中心論点になるのかと言えば、その原因の一つは、遺産分割が相続人同士の人間関係や社会経済活動の変動だけでなく、第三者の利害にも密接に関連する性質を有しているからである。民法規定の不備があるという指摘もあるが、本研究では、現行の民法規定については、立法論の問題であるため考察対象としていない。

1.2 研究の目的

研究の目的は、第一に遺産分割前の遺産の共有状態とはどのようなものを明らかにするこ

* 広島経済大学経営学部経営学科教授

とである。第二に現行の相続法を前提として相続実務における「遺産分割の具体的な方法」について設例を用いて検討することで、相続実務における問題点を明らかにする手掛かりを得ることである。

1.3 研究の前提

本研究の前提は、現行の民法（相続編）の規定である。その中で遺産分割局面における「協議分割」に焦点を絞り、具体的な分割方法について検討する。最近では、遺言証書を作成しているケースも増えてきているが、依然として作成されていない無遺言相続が多く、その場合は相続人全員による遺産分割協議によって、合意された方法・内容によって分けられることになる。

1.4 問題の所在

相続人が一人のときには問題ないが、実際には相続人が複数存在するケースが多い。この場合には、相続財産を相続人間で分割する必要がある（内田貴，2011，p. 328）。遺産相続の最大の山場は、遺産分割の局面であり、相続実務では兄弟姉妹同士が揉めるという問題が発生することが多い。その理由は、被相続人が死亡した瞬間に相続が発生するため、事前準備ができていない状態で突然に降りかかる問題だからである。例えば、突然に父親が亡くなった場合、その配偶者や子らが相続人になる訳であるが、父親が遺産をどれだけ遺しているのかを相続人らが調べるだけでも相当な期間と労力が必要になる。しかも、相続財産をどのように分けるのかを決定するためには、遺言証書がない場合は、相続人全員による「遺産分割協議」による合意を得る必要がある。その場面では、民法909条で定められている法定相続分の割合を持ち出してきて、公平な遺産分割を主張することがある。土地などの遺産を分割することは難しいため、

遺産共有の状態としてしまうケースもあるが、その場合はどのような問題が生じるのかを明らかにしたい。

1.5 研究の視座

本研究は、被相続人の遺産を相続する相続人の視座から、遺産分割の法的効力と前提問題について考察し、相続実務における遺産分割の実行について検討するものである。そもそも遺産相続の問題は、すべての国民に関係があり、法律の専門家でなくともその手続きや具体的な方法が理解し易いものでなくてはならないだろう。特に、遺産分割については、具体的な方法を知っておくことで、遺産分割の当事者が互いに納得して、円満な遺産承継に繋がるものだと考えている。

2. 遺産分割の法的効力と前提問題に関する先行研究

2.1 遺産分割の法的効力について

2.1.1 宣言主義（declarativeism）の考察 ＜設例1＞遺産分割の遡及効

被相続人（X）が、3,000万円の土地・建物と3,000万円の有価証券（株式）を残して亡くなった。（X）の配偶者（Y）は先死していたため、相続人として（X）の長男（A）と二男（B）が存在した。（X）の死亡後、（A）と（B）が協議して遺産分割し、（A）が土地・建物を取得し、有価証券を（B）が取得した。

この＜設例1＞の場合、相続開始の時から土地・建物は（A）に帰属し、有価証券は（B）に帰属していたことになる。なぜならば、遺産分割の法的効力については、民法909条の本文で遡及効を定めているからである。遺産分割の結果、土地・建物が相続人（A）の単独所有となり、有価証券は（B）の単独所有になった訳

であるが、宣言主義の解釈によれば、土地・建物は相続開始の時点から (A) のものだったのであり、「遺産分割はこれを事後的に宣言したに過ぎない」と考える (我妻榮他, 2020, p. 190)²⁾。

《考察》

もともと宣言主義を採用したのは、立案担当者によれば、①取引の安全、第三者の保護よりは、相続人間の平和を重視した、②法律関係の簡明な処理を重視した、③相続の本質上各相続人は被相続人の権利の承継者であることがふさわしい、というのが理由である。それにもかかわらず、分割前に個々の相続財産の持分を取得した第三者がいる場合、その第三者の権利に対しては遡及効を主張することができない、という但し書きは結局矛盾を生じる結果になっている³⁾。

2.1.2 移転主義 (relocationism) の考察

相続開始によって共同相続人に「遺産共有の状態が生ずる」ということを正面から認めたくて、遺産分割は、共同相続人が「それぞれの共有持分を移転し合い、交換し合って」各相続人の単独所有とする行為であるとする立場が「移転主義」の考え方である (床谷文雄他, 2018, p. 190)。移転主義は、遺産分割時に権利移転の効力が生ずるというものである (川井健, 2007, p. 189)。遺産分割の法的効力として遡及効を認めないという考え方の根拠は、物権法上の共有物分割 (民法256条1項) では、遡及効を定める規定がないため遡及効はないと解されていることである⁴⁾。

＜設例2＞遺産分割の法的効力

被相続人 (X) の子ら (A)・(B)・(C) が相続人で、(X) が所有していた〔甲不動産〕を共同相続登記した。(A)・(B)・(C) が三分のずつの法定相続分で相続したことを示して申請した。ところが、(A) が遺産分割

前に持分を第三者 (Z) に譲渡していた。その後、遺産分割協議によって〔甲不動産〕は (C) に帰属することになった。

《考察》

＜設例2＞の場合、民法909条によれば、遺産分割の遡及効によって、〔甲不動産〕は、はじめから (C) が相続し、(A) は持分を有していなかったことになる。そのため、(Z) は無権利者である (A) からの譲受人となる。ところが、民法909条但書によって (Z) は、登記することによって遺産分割の遡及効に妨げられることなく有効に権利を取得できることになる。民法909条但書で保護するのは、善意の第三者 (Z) を想定しているということになる。(Z) が悪意の場合にも保護すべきかどうかは意見が分かれるであろう。(Z) は登記簿を見れば、相続を原因とする持分登記がなされていることが分かるため、遺産分割前の共有状態であると判断できる。それゆえに、(Z) は悪意でないとしても (悪意と同視される) 重大な過失があると言えよう。善意の第三者が不動産の持分登記をすることは考えられず、第三者は悪意又は重過失であり、保護すべきではないという結論になる。不動産の場合は、善意・無過失の第三者は存在しないと言える。民法909条但書を無意味 (=死文化) しないためには、遺産分割前の持分権の処分を認めるしかない。設例の (C) が法定相続分と異なる持分を取得した場合は、「登記」をすることで第三者に対抗できる。しかし、権利外観法理によって少なくとも悪意の第三者に対しては登記なくしても対抗できるという見解もある (犬伏由子他, 2016, p. 301)。筆者は、取引の安全よりも本人の権利保護を優先すべきという立場から、この主張を支持する。

2.1.3 最高裁の判例 (昭和46年1月26日) の考察

最高裁判所は、次のように述べている。「遺

産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものではあるが、第三者に対する関係においては、相続人が相続によりいったん取得した権利につき分割時に新たな変更を生ずると実質的に異なるものである」(最判昭和46年1月26日民集25-1-90〔百選73〕)。この判示は、遺産分割の遡及効を前提にしつつも、実質的に移転主義的な解釈を行ったものと言える。

《考 察》

最高裁判所は、移転主義の立場に立って「遡及効を認めていないこと」を次の<設例3>で確認しておきたい。この設例は、判例(昭和46年1月26日)を基に筆者が作成したものである。

<設例3>遺産分割後の第三者に関する事案

(1) 被相続人である父親(X)が亡くなって、相続が発生した。
(2) 相続人は(X)の配偶者(Y)、長男(A)・長女(B)の3人である。
(3) 遺言証書はなかった。
(4) 相続人の中に相続放棄をする者はいなかった。
(5) 相続財産は、土地(宅地;遺産分割時の時価6,000万円)だけであった。
(6) 遺産分割協議の結果、長男(A)が土地を取得することになった。
(7) (A)の相続登記がなされる前に、(Y)に対する債権者(Z)の代位申請によって土地について法定相続分に応じた持分の登記がなされ、(Z)は(Y)の相続分である2分の1の共有持分の差押えを行った。

《考 察》

<設例3>は、遺産分割後に第三者が登場するケースである。長男(A)は、登記を経ることなく、自己の所有権を差押債権者である第三

者(Z)に主張できるのかという問題である。この最高裁判所の判例では、「不動産に対する相続人の共有持分に遺産分割に在る得喪変更については、民法177条の適用がある」と述べ、「分割後に当該不動産につき権利を取得した第三者に対し、自己の権利の取得を対抗することができない」とした(最判昭和46年1月26日)。この判例は、「取引の安全」のために相続人の取り分を公示(=登記)せよということである。そのため、(A)が登記していない状況で、第三者に(Z)に対抗できるのは、(A)の相続分である4分の1の持分だけということになる。

相続財産が不動産の場合は、首肯できる判決である。なぜならば、第三者(Z)の立場からすると、登記簿を見て遺産分割されているかどうかを判断するしか方法がないからである。管理費用の負担、収益の取得、代襲財産等については共有関係が存続し、また相続した不動産を第三者に対抗(主張)するには、登記が必要である(民法899条の2)。このことは、判例によって認められてきたが、平成30年の法改正によって明文化された(我妻榮他, 2020, p. 294)。分割の効力に関する民法の規定は、実質的に移転主義となっていると言える。

2.2 遺産共有の状態に関する考察

民法の条文を基に「遺産共有」とは、どのような状態なのかを考察しておきたい。日本の民法では、相続の一般的効力について、次のように定めている。民法882条で「相続は死亡によって開始する」とし、896条で「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」と規定している(当然帰属主義)。相続財産は、時間的にも間断なく相続人に帰属することになっている訳である。共同相続の効力については、898条で「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とし、続く899条で「各共同相続人は、そ

の相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する」と定めている。

遺産分割の基準としては、906条で「遺産の種類や性質」だけでなく、「各相続人の職業、年齢、心身の状態、生活の状況」などを含めて幅広く考慮すべき事項を定めている。遺産の分割の効力は、909条で「相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる」と規定している（図1）。ここでは、遺産共有の状態とは、どのようなものかを現物分割の方法を念頭に考えてみたい。遺産共有の性質については、「共有説」と「合有説」の二つの学説が存在している。その違いは、共有説では持分の分割請求や処分が自由にできることを原則とするが、合有説では持分の自由な処分や分割請求は制限されるとする（近江幸治，2015，pp. 222-256）⁵⁾。

《考察》

民法の規定からは、共有説・合有説のどちらの説をとるべきか明確になっていないことが分かった。遺産共有は、典型的な合有でも共有で

もなく、その中間的なものであって説明の違いに過ぎないという見解もある（犬伏由子，2016，p. 247）。筆者は、遺産共有の本質について、判例のとおり「共有説」が妥当ではないかと考えている。その理由は、合有説では、遺産共有（＝遺産分割をしない）状態が継続している場合に、第三者である債権者は、差押えすらできないことになり、納得できないことだからである。そもそも民法909条但書は、遺産分割前に第三者が登場することを前提にした規定である。各相続人は自己の持分割合を処分することもでき、第三者がこの持分を差し押さえることも可能と解釈すべきであろう（図2）。

遺産共有の状態は、あくまでも暫定的（temporary）なものであり、権利の確定は遺産分割によって行うしか方法がない訳である。例えば、遺産分割前に、相続財産を差し押さえた債権者や相続分の譲渡を受けた第三者は、共同相続人とその財産を共有することになるが、これほどように解釈すればよいのかを考えてみたい。

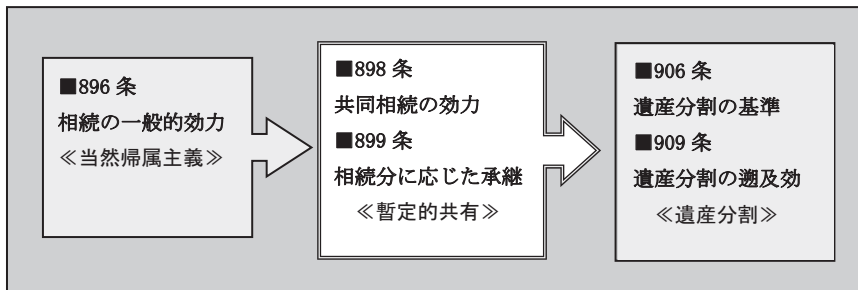


図1 遺産の暫定的な共有状態

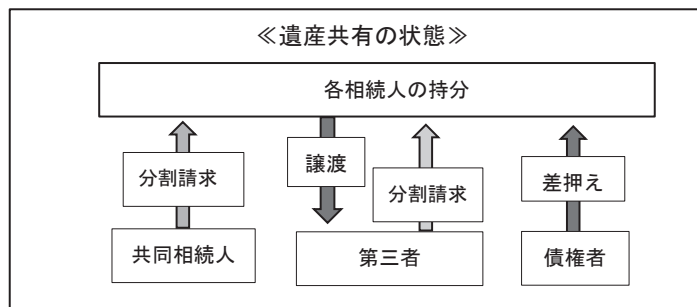


図2 遺産分割前の債権者の差押え・第三者の分割請求

この場合、第三者からの共有物分割請求が認められるという見解がある（近江幸治，2015，p. 256）。しかし、筆者は、共有物分割請求を認めるべきではないと考えている。その理由は、遺産共有の状態を解消する唯一の方法として「遺産分割」が認められているだけだからである。遺産共有状態とは、「権利帰属が未確定な状態」であり、それを遺産分割によって権利帰属を確定させるということである。遺産分割の問題と共有物分割請求の問題は切り離して、考えるべきではないかという立場である。

2.3 遺産分割の前提問題についての考察

遺産分割の前提として、「遺産分割当事者（＝誰が相続人か）」・「相続財産の範囲（＝何が相続財産になっているのか）」・「遺言証書の有無（＝有効な遺言は存在しているか）」の三つが確定していなければならない（内田貴，2011，p. 429）。ここでは、この三つの前提問題を家庭裁判所の審判で判断してもよいのかという問題を考えてみたい。

第一に遺産分割当事者（＝相続人等）が確定していなければならない。実務においては相続人の間で相続資格の有無について争いがあるこ

とも少なくない。胎児にも相続権があり（民法886条）、胎児の段階で遺産分割ができるかどうかについては、議論があるが、（実際に産まれるかどうか不明であるため）その出生まで遺産分割を待つべきであるとされている。

第二に分割の対象となる相続財産（＝遺産）の範囲が確定していなければならない。その理由は、遺産分割は、実体的な権利義務を変更するものではないからである。遺産の分割は、すでに確認ができている実体的な権利義務関係を前提として、各相続人の権利義務の範囲に応じて財産を振り分ける手続に過ぎないと言える⁶⁾。

第三に被相続人が残した『遺言証書（will certificate）』がある場合には、それが法的に有効なものかどうかを確認しなければならない。公正証書遺言については問題ないが、自筆遺言証書の場合は、家庭裁判所の検認を受けたものでなければならない。自筆遺言証書の有効性について問題になるのは、それが偽造されたものではないかという疑いがある場合である。被相続人（本人）が遺言書を作成したのではなく、別の人物が偽造した可能性が争われる。また、本人に遺言証書を作成する意志や能力がなかった場合（認知症など）や、本人が騙されて遺言

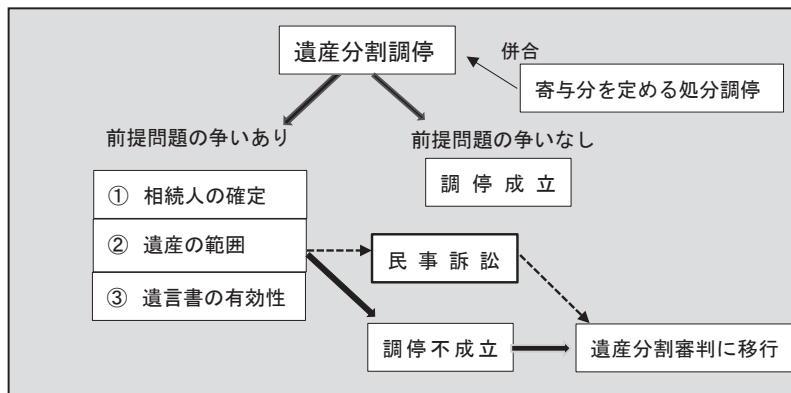
表1 遺産分割の前提問題

① 「遺産分割当事者（＝誰が相続人か？）」
② 「相続財産の範囲（＝何が相続財産になっているのか？）」
③ 「遺言証書の有無（＝有効な遺言は存在しているか？）」

表2 遺産分割の前提問題に係る民事訴訟の具体例

(1) 相続人の範囲に係る訴訟 (例) 親子関係存否確認の訴え，認知の訴え，婚姻無効確認の訴え，離婚無効確認の訴え。養子縁組無効確認の訴え，離縁無効確認の訴え
(2) 遺産の範囲に係る訴訟 (例) 遺産確認請求訴訟，みなし遺産確認訴訟，土地所有権確認請求訴訟
(3) 遺言に係る訴訟 (例) 遺言無効確認訴訟

* 田村洋三・小塚真史編（2020）『第3版実務相続関係訴訟』日本加除出版を基に筆者作成



*常岡史子, 2020, p. 385を参考にして筆者作成

図3 遺産分割の前提問題と遺産分割審判

証書を作成したという場合には、争いになる。

遺産分割の前提問題に係る民事訴訟の例は、表2のとおりである。

前提問題に関する家庭裁判所の審判に「既判力」はない。そのため、後の民事訴訟で覆されれば、遺産分割の審判もその限度で効力を失うことになる。審判で前提問題を判断することは適当でない場合が多いと指摘されている（常岡史子, 2020, p. 385）。

親子関係や婚姻関係や、遺産の存在、遺言証書の無効について争うケースがあるということが分かる。

《考察》

相続資格や遺産の範囲に関する紛争を家庭裁判所が判断の対象としても、憲法に違反しないという判例であり通説となっている。しかし、筆者は憲法に違反しているとはまでは言わないが、家庭裁判所が判断することは適切でないと考え

ている（図3）。なぜならば、不服のある遺産分割当事者は、通常裁判所の民事訴訟において前提問題を争うことができることになっているからである。そうであるならば、遺産分割の審判が終わってから、民事訴訟の裁判で実体的権利義務関係の存在が否定されたときに、問題が生じることになる。分割審判が民事訴訟の判決に抵触する場合には、審判の効力を失うことになる。遺産分割当事者にとっては、重複となり負担が大きくなるという批判があるが、前提問題は民事訴訟によって解決すべき問題であろう⁷⁾。

3. 遺産相続の全体的な流れ

最初に、遺産相続の基本的な流れを時系列で整理しておく（図4）。

第一に、財産を所有している者が死亡したことを医師の作成した「死亡診断書（写）」によ

表3 遺産相続の基本的な流れ

① 「死亡診断書」によって被相続人の死亡を確認する
② 『遺言証書』の有無を確認する
③ 「戸籍謄本」によって法定相続人を確定する
④ 相続財産の範囲を確定し『財産目録』を作成する
⑤ 遺産分割協議を行い『遺産分割協議書』作成する
⑥ 遺産分割を実行する

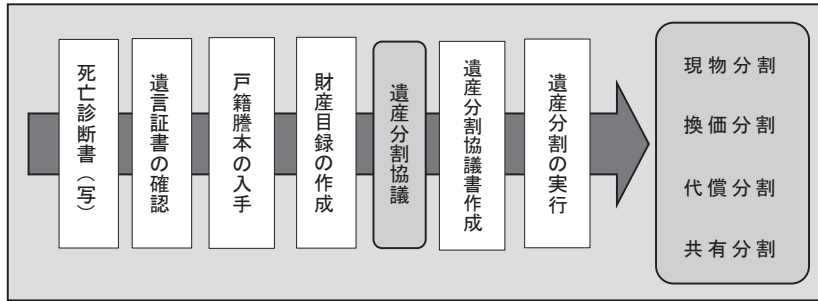


図4 協議分割における遺産相続の流れ

て確認する。被相続人の死亡によって相続が開始するというのが大原則である。民法上、相続は「死亡」と同時に発生するとされている（民法882条）。民法の条文では「死亡とは何か」が定められていないが、裁判所では「①呼吸の不可逆的停止、②心臓の不可逆的停止、③瞳孔の拡散」をもって「死亡」と考えられている。人が亡くなると、その人（被相続人）の持っていた権利や義務は、相続人などに引き継がれることになる。遺産相続は、被相続人が亡くなると同時に権利や義務が移転することを意味する。遺産相続は、相続手続きを行ったときに起こるものではなく、被相続人が亡くなった時点で既に起こっているが、相続手続きをしなければ相続できない訳ではなく、たとえ手続きをしなくても、相続する権利自体はなくなる。

第二に、『遺言証書』の有無を確認する。遺言証書が存在する場合は、その法的有効性を判断する必要がある。遺言証書の存否は、遺産分割の前提問題である。公正証書遺言でなくとも自筆証書遺言であっても法的効力は同じである。自筆証書遺言の場合は、家庭裁判所で検認を受けたものでなければならない。

第三に、戸籍謄本（family register copy）によって民法で規定されている「法定相続人」を確定する。民法で相続人としているのは、配偶者相続人と血族相続人（養子縁組を含む）だけである。これも遺産分割の前提問題である。戸籍は身分関係を公証するものであるが、真実の

身分関係を反映していないこともある。夫婦や親子その他の親族等の関係は、人の身分関係であり、公の秩序に関する事柄である。そのため、原則として当事者間の合意だけで身分関係を定めることは許されず、身分関係の存否確認又は形成は訴訟によらなければならない⁸⁾。

第四に、相続財産（債務も含む）の調査を行い、相続財産の範囲を確定し『財産目録』を作成する。基本的に被相続人に「財産が帰属していたかどうか」で判断することになっている。遺産の範囲の確定は、遺産分割の前提問題である。遺産（＝相続財産）の範囲が確定したら、その評価額（時価）を決定するという問題がある。基本的には遺産分割時の時価で財産を評価することになるが、土地や建物などの不動産を時価評価することは専門家でなければ難しい。他に問題となるのは、「相続債務」がある場合や、相続人の一人が無断で被相続人の預貯金を引き出していたとか、消費していたといった「使途不明金」が疑われる場合である。

第五に、「遺産分割手続」を行う。これは、第一から第四を前提とした分割の「本体（メイン）」であり、協議分割・調停分割・審判分割のいずれかの手続による。遺産分割手続の多くは、協議分割であり、話し合いによって相続人全員が合意すればどのような方法をとることも可能である。

第六に、遺産分割を実行する。分割の具体的方法は、本研究の検討内容であり、後述すると

おり現物分割・代償分割・換価分割・共有分割の4つがある。不動産登記の名義変更、自動車・船舶等の登録変更、預貯金・有価証券等の名義変更を行う。

不動産の登記手続の面では、被相続人(X)名義のままであるときは、相続による共有登記を経ることなく直接(A)への単独所有権移転登記をしてよいとされている(図5の①)。すでに共同相続人らが共有の登記をしている場合には、遺産分割で単独所有権を得た相続人(A)は、共有登記を抹消することなく、共同相続人からの移転登記をすべきとされている(図5の②)。

4. 遺産分割の具体的方法についての考察

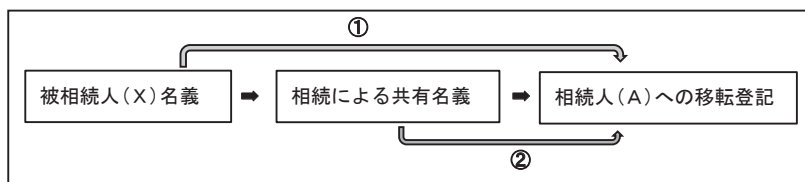
遺産分割の具体的方法は、①現物分割・②代償分割・③換価分割・④共有分割の4種類がある。分割方法の優先順位は、第一次的には民法256条以下の共有物分割に関する規定が適用され、原則的な分割方法は「①現物分割」である。現物分割ができないとき又は分割により著しく価額を減少させる恐れがあるときは「②換価分割」によることができるとされている。特別の事情があると認めるときは、他の共同相続人に

債務を負担させて現物分割に代える「②代償分割」ができる。「④共有分割」は、共有とする分割のことであり、共有状態を残し、後日共有物分割等をすることになる(図6)。そのため、①から③までの分割方法が採れない場合や、当事者が共有となることを望んでいて、これが不当でない場合などに限定されて選択される(田村洋三・小塚真史, 2020, pp. 56-57)。

以下、この4つの分割について設例を基に考察していくことにする。

4.1 現物分割

遺産分割の仕方は、現物で分けるという現物分割が原則である(最判昭和30・5・31民集9巻6号793頁)とされている。現物分割は、現物それ自体を分割する方法である。例えば、一筆の〔甲土地〕を分筆して〔乙土地〕と〔丙土地〕することで、共同相続人の長男(A)と二男(B)が分け合う場合がこれにあたる。現物分割に伴い、土地を分筆する必要がある場合は、土地の価値が下がることもある。ここでは、現物分割の中でも相続実務で多くみられる「個別配分(狭義の現物分割)」のケースについて設例4を基に考察する。



* 犬伏由子他, 2016, p. 300を基に筆者作成

図5 不動産の所有権移転登記

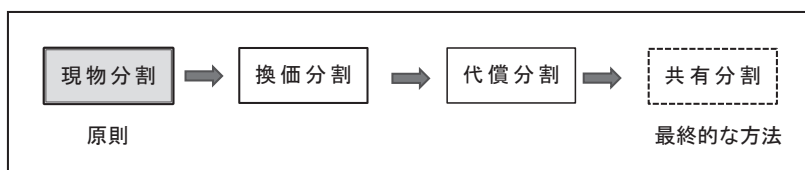


図6 遺産分割方法の優先順位

<設例 4> 現物分割

(1) 被相続人である父親 (X) が亡くなって、相続が発生した。 母親 (Y) は、先死している。	
(2) 相続人は (X) の子である、長男 (A) ・長女 (B) ・二女 (C) の 3 人である。	
(3) 遺言証書はなかった。	
(4) 相続人の中に相続放棄をする者はいなかった。	
(5) 相続財産は、次のとおりであった。 財 産 目 録 (金額は時価)	
① 宅地 (1,000万円) 200坪	長男 (A)
② 建物 (200万円) * 築30年の木造 2 階建	〃
③ 田・畑 (1,500万円) 3,000坪	〃
④ 墓地 (30万円) 30坪	〃
⑤ 貸駐車場 (1,000万円) * 400坪, 1 年間で108万円の収入	長女 (B)
⑥ 有価証券 (500万円)	〃
⑦ 農機具一式 (100万円) * トラクター, コンバイン等	長男 (A)
⑧ 車両 (150万円) * 普通乗用車	二女 (C)
⑨ 銀行預金 (2,000万円)	〃
⑩ 郵便貯金 (1,500万円)	長男 (A)
(6) 遺産分割協議の結果、現物分割によって、次のように分けることになった。 ▶長男 (A) は、父親と同居しており、自宅不動産 (①宅地・②建物) と③畑・④墓地・⑦農機具・⑩郵便貯金を相続し、実家を引き継いで墓を守ることになった。 ▶長女 (B) は、他県に嫁いでおり、⑤貸駐車場と⑥有価証券を相続した。 ▶二女 (C) は、実家近くに居住しており、⑧車両と⑨銀行預金を相続した。	

現物分割の中の「個別配分 (individual allocation)」という方法は、基本的に「誰か 1 人

が対象の遺産を引き継ぐだけ」であり、分割が簡単にできるため、相続実務ではこの方法を採用することが多い。この<設例 1>で言えば、長男 (A) は不動産と郵便貯金を自分名義にすれば良い。長女 (B) は貸駐車場、有価証券を自分名義に変更する。二女は (C) は、車両と銀行預金の名義を変更すれば手続きが終わる。現物分割する場合、対象資産の厳密な「時価評価」は不要であり、相続人全員が納得して決めれば良いということである。

《考 察》

最初に、現物分割のメリットについて考えてみたい。現物分割は、手続きが比較的簡単で迅速に対応できることが最大のメリットである。動産などの財産の売却も不要なため、費用がかからない。代償分割のような複雑な代償金の計算や相続人間での精算なども不要である。したがって、長期化やトラブルになる恐れが少ないと言える。また、換価分割などと異なり、事細かな条件などを決める必要がないので、権利関係が明確になる。

次に、現物分割のデメリットについて考えてみたい。現物のままでの相続するため、不動産を取得する者と現金預金で取得する者の実際の相続分、価値を平等に一致させることはできないことが最大のデメリットである。相続人間で取得金額、価値に凸凹が生じることは避けられないが、遺産分割協議で相続人全員が合意できた場合には採用できる。

4.2 代償分割

代償分割とは、一部の相続人に遺産の現物を取得させ、それ以外の相続人が遺産現物を取得した相続人から代償金を受け取るという遺産分割の方法である。不動産を代償分割する際に、各相続人がどのような形で遺産や代償金を取得するのかについて、<設例 5>を用いて考察する。

<設例 5> 代償分割

(1) 被相続人である父親 (X) が亡くなって、相続が発生した。
(2) 相続人は (X) の配偶者 (Y)、長男 (A)・長女 (B)・二女 (C) の 4 人である。
(3) 遺言証書はなかった。
(4) 相続人の中に相続放棄をする者はいなかった。
(5) 相続財産は、土地 (田畑；遺産分割時の時価6,000万円) だけであった。
(6) 遺産分割協議の結果、代償分割により、長男 (A) が土地の全部を取得することになった。よって、(A) には次の代償金の支払債務が生じた。
① (Y) に対して、3,000万円
② (B) に対して、1,000万円
③ (C) に対して、1,000万円

《考 察》

<設例 5> のケースは、農家の相続である。長男 (A) が土地 (農業資産) を全部取得する。一方で、(A) は、他の相続人である母親 (Y)・長女 (B)・二女 (C) に対して代償金を支払う義務を負う。代償金額は遺産分割協議の中で自由に設定できるが、遺産分割時の時価を基準として、各相続人の法定相続分に従い代償金の金額を決めることとする場合は、次のようになる。

法定相続分は、配偶者 (Y) が 2 分の 1、(B) が 6 分の 1、(C) が 6 分の 1 である。この割合に従うと、(Y)・(B)・(C) が土地の代償金として受け取るべき金額は、それぞれ 3,000 万円・1,000 万円・1,000 万円となる。

したがって、長男 (A) は、母親 (Y) に対して 3,000 万円、長女 (B) に対して 1,000 万円、二女 (C) に対して 1,000 万円を、代償金として支払うことになる。

代償分割のメリットについて考えてみたい。

現物分割や換価分割の方法と比較して、代償分割を行うことには、以下のメリットがある。代償分割をすれば、基本的には遺産が相続人のうち誰かの単独所有となるため、共有関係から生じるトラブルを防ぐことができる。また、代償分割の方法によれば、遺産を物理的に分割する必要がないため、遺産の細分化を防ぎ、引き続き資産の効率的な活用が可能になる。

次に代償分割のデメリットについて考えてみたい。代償分割の場合、遺産を取得する相続人から他の相続人に支払う代償金の金額を決める必要があるというデメリットがある。代償分割では、実際に遺産を売却するわけではないので、代償金の金額を決める際には、対象財産の評価 (= 金額決定) を行わなければならない⁹⁾。

4.3 換価分割

換価分割とは、相続財産を売却し、その売却代金を相続人間で分割する方法である。

次の<設例 6>を用いて検討していきたい。

<設例 6> 換価分割

(1) 被相続人である父親 (X) が亡くなって、相続が発生した。
(2) 相続人は (X) の配偶者である母親 (Y)、長男 (A)・長女 (B)・二女 (C) の 4 人である。
(3) 遺言証書はなかった。
(4) 相続人の中に相続放棄をする者はいなかった。
(5) 相続財産は、宅地 300 坪 (相続開始時の時価 6,000 万円) と建物だけである。建物の固定資産税評価額は 200 万円である。
(6) 不動産業者に相談したところ、土地の相場が上昇傾向にあり、相続財産は 6,500 万円前後で譲渡することができる見込み

であることが分かった。

- (7) 遺産分割協議の結果、換価分割することになった。
- (8) 土地を第三者に6,600万円で購入し、売却代金を相続人4人が法定相続分に従って分けることになった。

〈設例6〉の場合、土地・建物を売却して、その売却代金6,600万円を(X)の配偶者(Y)、長男(A)、長女(B)、二女(C)で分けることになる。それぞれ(Y)が2分の1の3,300万円、(A)・(B)・(C)がそれぞれ6分の1の1,100万円ずつ取得することになる。

《考察》

ここでは遺産分割方法として、換価分割を選択すべき場合とは、どのようなケースかを考えてみたい。換価分割が他の分割方法に比べて優れている点は、相続人の間で公平性を確保できることである。換価分割は分けやすい「現金」で分割する方法であり、相続人同士が納得した上で手続きできる可能性が高い。相続財産の大半が不動産である場合、現物分割による遺産分割は困難なことが多い。その場合は換価分割による方法か、代償分割による方法を選択するしかない。代償分割をするためには、当該相続財産を取得した相続人が他の相続人に対して、他の相続人の相続分に相当する価額を補償する必要がある¹⁰⁾。

4.4 共有分割

遺産を共有とする分割は、最終手段であると言われている。なぜ共有分割は最後の方法なのかを考えてみたい。普通に考えれば、共有関係は、いかにも平等でよいとも考えられる。しかし、土地や建物(不動産)を共有にした場合、トラブルが永遠に続くため、共有分割には大きな問題があると言える。例えば、建物を「共有」にした場合、建物の管理・賃料の受取・実際に

住む人を誰にするかなどについて、共有者間で話し合いをする必要がある。相続財産が相続人全員の共有状態になっていると、相続人の1人が「相続財産を売却したい」と思っても、実現のためには相続人(共有者)全員の合意が必要となり、単独で売却することはできない。そのような煩わしいことを回避するためには、相続財産ごとの帰属を明確に分け、相続人それぞれが自分の相続財産を自由に処分できるようにする手続きが遺産分割である。

調停・審判において共有分割が認められるのは、どのような場合であるのか整理しておきたい。遺産分割の話し合いの際に、どのような合意をするかは自由であり、裁判所を介さない場合には共有分割をすることも自由である¹¹⁾。

次に示す〈設例7〉を基に検討していきたい。

〈設例7〉共有とする分割

- (1) 被相続人(X)の相続が発生した。
(X)の配偶者(Y)は先死している。
- (2) 相続人は、(X)の子である長男(A)・長女(B)・二女(C)の3人である。
- (3) 相続財産は、実家のほかに、5,000万円の銀行預金と、駐車場として貸している土地(400坪)があった。
- (4) 実家の土地・建物(時価2,200万円)は長男(A)が相続し、銀行預金5,000万円は、長女(B)と二女(C)で2,500万円ずつ分割することになった。貸駐車場(時価1,000万円)については、収益物件(年間の賃料108万円)であり分割協議で合意が得られなかった。そのため、(A)・(B)・(C)の3人で共有することになった。
- (5) 1年後、貸駐車場について下記の通り3人の意見が真っ向から対立している。
 - ① 長女(B)が「貸駐車場を売却し、

売ったお金を3等分したい」と言っている。

- ② 長男 (A) は、「そこに息子 (a) の家を建てたいから、売らずに、土地を3等分して欲しい」と反対した。
- ③ 二女 (C) は「駐車場の賃料は大切な生活資金だから、このまま駐車場経営を続けた方がいい」と主張している。

《考 察》

＜設例7＞は、遺産の一部である貸駐車場（収益物件）を共有にしているケースである。調停・審判において共有分割が認められるのは、現物分割・代償分割・換価分割が困難な状況にある場合である。言うまでもなく、遺産分割の話し合いの際にどのような合意をするかは自由であり、裁判所を介さない場合には共有分割することも自由である。当事者が共有による解決を希望しており、それが不当であるとは認められないことも考えられる。

複数の人が一つの不動産を共同で所有している時に、それぞれの人とその不動産について持っている所有件の割合のことを「共有持分（共有名義）」と呼んでいる。＜設例7＞のように、3人の子どもが一筆の土地（貸駐車場）を相続した時、それぞれ土地に関する共有持分は1/3となり、この割合は登記簿に記録される。ただし、具体的に「土地のここからここまでが〇〇のもの」ということではなく、一つの土地を3人が共同で所有しており、その「所有権を1/3持っている」ということである¹²⁾。

この＜設例7＞で、長女 (B) が、持分だけでなく「土地全体を売りたい」というときには、どうすれば解決できるのかを考えてみたい。結論から述べれば、先述のとおり「(A)・(B)・(C) 全員が同意すれば売却できる」ということである。共有持分土地は、共有者全員が「売ること」に同意していれば、売却可能である。

売却で得られた利益は、持分に合わせて分けられることになる。そのため、誰かが損をしたり得をしたりといった不公平感がないのがメリットと言える。

また、土地の持分を「放棄」という形で手放すこともできる。その場合は、放棄された持分は、それ以外の共有者の持分割合に加わることになる。例えば、(A)・(B)・(C) の3人で共有している土地であれば、(B)・(C) が放棄することで、(A) の単独名義にすることができる訳である。

この＜設例7＞のように不動産を共有状態にしてしまうと、トラブルが続くことになる。なぜならば、共有ということは、土地の管理・賃料の受取を誰にするかなどについて、共有者の間で話し合いをしなければならないからである。実際のところ、裁判所で調停・審判までいった場合、相続人間の関係は悪化していることが多く、到底共有物について話し合いができないことが多いため、共有分割の方法は最後にとるべき方法であると言えよう。

普通に考えれば、共有関係は、いかにも平等でよいとも考えられなくもない。しかし、土地や建物などの不動産などの遺産を共有にした場合、トラブルが永遠に続くことがある。共有分割には大きな問題がある。相続財産が相続人全員の共有状態になっていると、相続人の1人が「相続財産を売却したい」と思っても、実現のためには相続人（共有者）全員の合意が必要となり、簡単に売却することはできない。そのような煩わしいことを回避するためには、相続財産ごとの帰属を明確に分け、相続人それぞれが自分の相続財産を自由に処分できるようにする手続きが遺産分割である。

5. お わ り に

研究の目的は、「はじめに」で述べたとおり、第一に遺産分割前の遺産の共有状態とはどのよ

うなものかを明らかにすることであった。遺産共有の性質については、「共有説」と「合有説」の二つの学説があり、その違いは共有説では持分の分割請求や処分が自由にできることを原則とするが、合有説では持分の自由な処分や分割請求は制限されるとしている。遺産共有は、典型的な合有でも共有でもなく、その中間的なものであって説明の違いに過ぎないという見解もあるが、筆者は、遺産共有の本質について、判例が示しているとおりの「共有説」が妥当であると考えている。その理由は、合有説では、遺産共有（＝遺産分割をしない）状態が継続している場合に、第三者である債権者は、差押えすらできないことになり、納得できないことだからである。そもそも民法909条但書は、遺産分割前に第三者が登場することを前提にした規定であることから、各相続人は自己の持分割合を処分することもでき、第三者がこの持分を差し押さえることも可能と解釈すべきであろう。

第二に現行の相続法を前提として相続実務における「遺産分割の具体的な方法」について設例を用いて検討することであった。具体的には、現物分割、代償分割、換価分割及び共有分割の4つの方法について、設例を基に検討し、メリットとデメリットを明らかにした。現物分割が原則的な方法であり、その次に換価分割の方法が採用されることが分かった。特別の事情があるときは、代償分割を採用することができることや、共有とする分割は、最終的な方法であることも分かった。被相続人が死亡した瞬間に相続が開始するため、事前準備ができていない状態で突然に降りかかる問題であるため、分割方法を検討する期間は極めて短いと言える。例えば、突然に父親が亡くなった場合、その配偶者や子らが相続人になる訳であるが、父親が遺産をどれだけ遺しているのかを調べるには相当な期間と労力が必要になる。しかも、相続財産をどのように分けるのかを決定するためには、

遺言証書がない場合は、相続人全員による「遺産分割協議」による合意を得る必要がある上に、土地などの遺産を分割することは難しいという問題があって、遺産共有の状態としてしまうケースもある。

本研究では、一般サラリーマン家庭の相続のリアリティを前提として、相続人が3・4人（配偶者・子2・3人）で、相続財産が預貯金と自宅（土地・建物）と仮定して考えてみた。具体的には相続財産の評価額（時価の想定）が、6,000万円～8,000万円程度で、半分が自宅というケースである。結論を述べると、この程度の遺産であれば、あえて分割しないで、誰か一人に相続させるという方法が妥当であるという結論になる。本研究の設例で示した現物分割が可能であり、多少の凸凹（unevenness）が許容される場合は、この方法を採用することが望ましいケースもあるだろう。勿論、銀行預金などの流動資産が多くある場合には、それを分割することを否定している訳ではない。しかし、土地や建物などの固定資産の占める割合が高いケースでは、換価分割の方法を採用した場合、大切な住まいを失うことを危惧している。

遺産相続における実務上のトラブルとして、遺産分割の「前提問題」に係る問題が存在することが分かった。前提問題は、遺産分割の根幹を決定する事柄であるだけに、争いが生じないように、戸籍謄本を入手したり、財産目録を作成したりして準備しておくべきだということになる。無遺言相続の場合は、遺産分割協議によって、自由に遺産の分割を決定できるようになっているとはいえ、現物分割を採用した場合には、相続人らの利害が対立・衝突して争いが生じる恐れがある。

その他に相続税の納税という問題も発生する。相続税の納付期限は、相続開始の時から10か月以内という期限があることを考慮して、事前に準備できることは先取りして実行しておくとい

う考え方が重要である¹³⁾。

注

- 1) なぜ民法の規定よりも遺言証書の内容が優先されるのかと言えば、我が国の法体系における「私的自治の原則」と「所有権絶対の原則」が働くからである。遺言証書でどのように指定するかも個人の自由ということであり、遺言証書がある場合には、民法で規定している法定相続分より優先されることになる。別の問題として、実際には遺言証書が残されていても、遺族は遺産分割協議を行って、相続人全員の合意が得られたら、遺言証書の内容とは異なる遺産分割をすることも不可能ではない。ただし、民法では、一定の相続人に「遺留分」という最低限の取り分を保障していることも特徴である。
- 2) 但書きで「ただし、第三者の権利を害することはできない」と規定しているのは、遡及効から遺産分割前に出現した第三者を保護するためであると説明される。この第三者について、善意や無過失を要求すべきだと主張するのが宣言主義である。宣言主義の考え方は、民法909条と整合的であると言える。
- 3) 相続実務では、第三者が相続人の債権者で、自らが債権者代位権を行使することで、相続を原因とする持分登記をすることが多い。その場合の第三者は必ず悪意である。悪意の第三者は保護しないとすれば、民法909条但書は、解釈論として死文化することになる。
- 4) 移転主義によれば、各相続人に個々の財産に対する持分を認める必要はなく、遺産分割の規準として、全相続財産に対する抽象的持分だけを認めればよいことになる。移転主義は、遺産分割の場合も共有物分割と同様に考えようという立場である。しかし、この解釈によると民法909条を無視するに等しいことになる。
- 5) 相続分(=持分)は、包括的な持分割合であり、具体的な持分ではないと考えられるが、個々の財貨に対してもそのまま持分割合が及んでいる訳であり、その財貨は取引の対象として処分したり、第三者が差し押さえたりすることも可能と考えるのが自然であろう。
- 6) もう一つの問題として、遺産の評価(金額決定)をどうするのかということがある。遺産を「時価」で評価することに異論はないが、評価時点については、見解が分かれる。相続時(=相続発生時)で評価するのか、遺産分割時で評価するのかという問題については、遺産分割時という見解を支持する。なぜならば、遺産の分割は、いつまでもできるため、相続発生時から遺産分割の時点が相当の年数を経過していることが在り得るからである。
- 7) 実務では、一旦なした審判があつて覆ることは無駄であるため、審判で前提問題を含めて判断することに当事者が同意した場合に限って、審判を行おうとしている(内田貴, 2011, p. 429)。しかし、前提問題については、必ず訴訟で解決するという筋を通すべきであるという批判もある(常岡史子, 2020, p. 385)。筆者も、前提問題に争いがある場合、家庭裁判所の審判で判断することについては、(当事者の同意があつたとしても)後日、相続人の気持ちに変化する恐れもあるため、避けるべきである。
- 8) 問題になるのは、生物学的な親子関係であり、嫡出否認・認知・親子関係不存在の主張なども考えられる。また、代襲相続制度があるので、相続人が先死していても子や孫が代襲相続することがある。さらに、法定相続人の誰かが相続放棄をしている場合や共同相続人の全員で限定承認をしていることもある。相続放棄や限定承認がない場合は、相続債務を含めてすべてを「単純承認」したことになる。
- 9) 鑑定業者に評価を依頼することも可能であるが、鑑定費用が掛かることもデメリットである。また、代償分割において大きな課題となるのが、代償金の支払いである。代償分割で遺産を取得する相続人は、その遺産を処分することはないので、別途代償金の支払い原資を用意しなければならない。
- 10) 当該財産を取得する相続人が他の相続人の相続分を補償するに足るだけの現金預金を所有している場合でなければ、代償分割は選択できないことになる。結局、現物分割が困難な財産があつて、かつ代償分割をするだけの資産を有する相続人がいない場合は、消去法で換価分割を選択せざるを得ない訳である。
- 11) 一般的に次のような場合には、共有分割が選択されることがある。
 - ① 現物分割・代償分割・換価分割が困難な状況にある場合
 - ② 遺産分割当事者が共有による解決を希望している場合
- 12) 設例7のように不動産を共有にしてしまうと、トラブルが発生し易くなる。なぜならば、共有ということは、土地建物の管理・賃料の受取・実際に住む人を誰にするかなどについて、共有者の間で話し合いをしなければならないからである。実際のところ、裁判所で調停・審判までやった場合、相続人間の関係は悪化していることが多く、到底共有物について話し合いができないことが多いため、共有とする分割の方法は、最後にとるべき方法であると言える。
- 13) 円満な遺産相続を実現するためには、(被相続人は)生前に自分の所有する財産がどれだけあるのかを調べて書面に残しておくべきである。固定資産(土地・建物)については、固定資産税の納税通知書が市役所等から毎年4月の初旬に送られてくるので、それを保存しておく。預貯金については、通帳を確認して、金融機関名(支店名)と預金種別、口座番号まで書き出しておくといふ。財産目録は、パソコン等で作成することも認められているため、その労力は手書きの時よりも格段に少なくなっている。この財産目録の作成は、特

に複数の債務（借入金）がある場合には必須である。そして、自筆遺言証書を作成しておくことが有力な方法である。遺言証書を作成する時間がとれないような場合であっても、日頃から機会を捉えて家族で、（将来必ず発生する）遺産分割の問題を話題にして、誰が相続財産を承継するのかを確認したり、納得が得られる遺産分割の方法を検討したりしておくことが望ましいだろう。

参 考 文 献

- 市川 深 (1997) 『相続税贈与税判例コンメンタール〔改訂版〕』税務経理協会
- 伊藤昌司 (2002) 『相続法』有斐閣
- 犬伏由子他 (2016) 『親族・相続法〔第2版〕』弘文堂
- 岩下忠吾 (2014) 『総説相続税・贈与税 第4版』財経詳報社
- 内田 貴 (2010) 『民法Ⅳ〔補訂版〕親族・相続』東京大学出版会
- 内田 貴他 (2014) 『民法判例集 親族・相続』有斐閣
- 右山昌一郎他 (1998) 『相続法と相続税法』ぎょうせい
- 遠藤 浩 (1980) 「相続の根拠」谷口知平他編『現代家族法大系4 相続Ⅰ 相続の基礎』有斐閣, p. 4.
- 大島俊之 (2000) 『民法Ⅱ〔債権・親族・相続〕(全訂版)』東京法経学院出版
- 近江幸治 (2015) 『民法講義Ⅳ 親族法・相続法(第2版)』成文堂
- 大村敦志 (2017) 『新基本民法8 相続編』有斐閣
- (2015) 『民法読解 親族編』有斐閣
- (2014) 『新基本民法7 家族編』有斐閣
- 梶村太市他 (2013) 『家族法実務講座』有斐閣
- 梶村太市・貴島慶四郎 (2016) 『遺産分割のための相続分算定方法』青林書院
- 風間鶴寿 (1982) 『相続法論序説』法律文化社
- 川井 健 (良永和隆補訂) (2015) 『民法概論5 親族・相続』有斐閣
- 菊谷正人他 (206) 『租税法入門』同文館出版
- 北野弘久, 黒川功補訂 (2016) 『税法学原論〔第7版〕』勁草書房
- 北村 厚編 (2018) 『財産評価基本通達逐条解説』大蔵財務協会
- 窪田充見 (2017) 『家族法 民法を学ぶ 第3版』有斐閣
- 小池正明 (2010) 『民法・税法による遺産分割の手続と相続税実務』税務研究会出版局
- 桜井四郎 (1996) 『相続と相続税法』財経詳報社
- 笹岡宏保 (2016) 『相続税の財産評価の税務判断』清文社
- 佐々木暉 (2017) 「現代社会における相続の意義と役割に関する批判的論考」『社会科学研究 68(2)』東京大学, pp. 25-46. 東京大学社会科学研究所
- 佐伯草一 (2018) 『図解 相続税法超入門 平成30年度改正』税務経理協会
- 佐藤義彦他 (2020) 『民法Ⅴ—親族・相続』有斐閣
- 清水敬次 (2014) 『税法〔新装版〕』ミネルヴァ書房
- 武井正臣 (1980) 「民法の共同相続規定と相続の現実」谷口知平他編『現代家族法体系4 相続Ⅰ 相続の基礎』有斐閣, pp. 5-34.
- 田中章介 (1994) 『判例と租税法律主義—税法解釈における課税の論理と納税の論理』中央経済社
- 田中章介・田中 将 (2014) 『相続と相続税・贈与税事例選集』清文社
- 田村洋三・小坪真史編 (2020) 『第3版実務相続関係訴訟』日本加除出版
- 谷口智紀 (2018) 「財産評価基本通達・総則6項の適用をめぐる問題」『島大法学』61(3/4), p. 466.
- 谷口知平 (1991) 『家族法の研究(下) 相続法』信山社出版
- 常岡史子 (2020) 『家族法』新世社
- 床谷文雄・犬伏由子編 (2010) 『現代相続法』有斐閣
- 床谷文雄他 (2018) 『新プリメール民法5 家族法』法律文化社
- 中川 淳 (1985) 『相続法逐条解説(上巻)』日本加除出版
- 日本税理士会連合会編 (2016) 『相続税法規通達集』中央経済社
- 橋本恭之・鈴木善充 (2012) 『租税政策論』清文社
- 平田 厚 (2015) 『新しい相続税法の行方』金融財政事情研究会
- 藤田良一 (1991) 『相続税贈与税 財産評価の実務』中央経済社
- 前田陽一他 (2017) 『民法Ⅳ 親族・相続』有斐閣
- 松尾 直 (2010) 「租税法律主義と通達」『高岡法学』第28巻, pp. 65-84.
- 松川正毅・窪田充見編 (2016) (別冊法学セミナー no. 245) 『新基本民法コンメンタール相続 民法第882条～第1044条』日本評論社
- 松沢 智 (1993) 『租税実体法の解釈と適用』中央経済社
- 松野民雄 (2016) 『民法概論 四訂版』嵯峨野書院
- 松原正明 (1994) 『判例先例相続法Ⅰ—遺産分割』日本加除出版
- 三木義一他 (2006) 『〔租税〕判例分析ファイルⅢ 相続税・消費税編』税務経理協会
- 水野忠恒 (2015) 『大系租税法』中央経済社
- 水野紀子編 (2016) 『相続法の立法的課題』有斐閣
- 餅川正雄 (2017) 「日本の相続法における土地の評価に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第3号, pp. 107-129.
- 山内ススム (2014) 『相続税法要説〔四訂版〕』税務経理協会
- 山田二郎・大塚一郎編 (2010) 『租税法判例実務解説』信山社
- 柳 勝司編 (2016) 『家族法〔第3版〕』嵯峨野書院
- 我妻 榮 (1970) 『民法研究Ⅰ 私法一般』有斐閣
- (2001) 『民法研究Ⅶ-2』有斐閣
- 他 (2020) 『民法3 親族法・相続法第4版』勁草書房